



相続税が払えません…



由紀子 早苗 伊藤 ルリ子

母親の相続から3カ月が経過した早苗さん。姉妹でもめることなく、財産分けは終わりそう。でも、「相続税を払えるかしら…」と、悩みはつきません。そんな早苗さんの頭に浮かぶ、あの人の顔。今日も喫茶店は大盛り上がりです！



伊藤亮太 (伊藤亮太) スキラジャパン 副社長。CFP®、DCアドバイザー、証券外務員資格など。証券会社勤務後、2007年11月に独立系FP会社スキラジャパンを設立。マネー・ライフプランニングの提案、保険の見直し、証券取引所などでの資産運用に関する講演など多方面で活躍。東洋大学経営学部非常勤講師。資産運用や保険などに関する書籍も多数執筆。FP伊藤亮太のサイト <http://www.ryota-ito.jp> スキラジャパン <http://www.skirr-jp.com>

ルリ子 そういえばこの間のお母さんの相続、まとまったの？
早苗 うん、なんとか姉妹間で、もめずに財産分けができそう。でもね、相続税って現金で支払わないとだめでしょ。支払えるかどうか心配で…

由紀子 いいわね。そんな心配してみたいわ。と言いつつ、税金の支払いは大変そうね。待つてもらってもできるのかしら
早苗 私もそこが気になるのよ。先生、どうなんですか？

伊藤 結論から言うと、相続税は金銭での一括納付が原則になります。早苗 早苗 私、自宅をもらったから、相続税を支払う現金がないんです。伊藤 そうした不安はよくわかりますよ。大丈夫、金銭一括納付が

困難な場合は、他の方法も認められています。これについては、このフローチャートをもとに説明していきます。まず、早苗さんが支払う相続税額が10万円以下の場合、金銭一括納付しなければなりません。10万円を超える場合には、早苗さん自身の所有する金銭で相続税を支払えるかどうかポイントになります。

早苗 私、多分、払えないわ。伊藤 ここでもうひとつポイントがあります。というのも、相続税の納付は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内に行います。つまり、その間に相続税の支払いのための金銭が用意できればよいわけです。その場合にも、金銭一括納付することになります。由紀子 それでも普通は、用意できないんじゃないかしら？
伊藤 不動産などの売却ができない場合は難しいでしょうね。早苗 えー。どうしたらいいの？
伊藤 そうしたら、早苗さんのケースは金銭での一括納付が困難な場合に該当しますから、延納が



可能となります。延納とは、相続税を分割して5年〜20年かけて支払う方法のことです。ただし延納する場合は、相続税に加え、利子税を支払わなくてはなりません。通常は担保を提供する必要もありません。

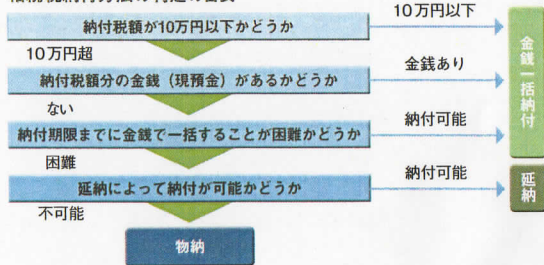
ルリ子 もし延納でも支払えないと既にわかっている場合には、どうなるんですか？

伊藤 相続財産が自宅しかない場合などには、そうした可能性もありますよね。この場合は、延納によっても納付が困難となる金額を限度として、相続財産そのものを納付する物納が認められています。ただし、物納の場合、物納する順

位が決まっております。しかも物納できる財産は、不動産や国債、社債、株式など、相続または遺贈で取得した財産に限定されています。早苗 相続財産は自宅だけなので、物納したくてもできないわ…
伊藤 そうですよ。早苗さんの場合には、相続税の支払い期限までに税金を納めることができないか、もう一度検討し、どうしても無理な場合は、延納を検討されるとよいでしょうね。ただし、本当に分割して支払えるのかどうか、検討しておくことをお勧めします。

ルリ子 ちなみに物納した後で、なんとか金銭で納付できる可能性がでてきた場合には、物納を撤回す

相続税納付方法の判定の目安



ることは可能なんですか？

伊藤 物納が許可された後でも、一定の場合を除いて、物納の許可を受けた日から1年以内に申請すれば、金銭納付に変更することができますよ。

早苗 とりあえず、相続税を支払えるかどうか計算して、その上で、延納も検討してみますね。期限までにまた相談します。